

# 宮城県公報

宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 規 則

○財務規則の一部を改正する規則

(会 計 課)

一

### 訓 令 甲

○出納事務決裁規程の一部を改正する訓令

(会 計 課)

一

### 告 示

○県営土地改良事業換地計画の縦覧

(農 村 整 備 課)

二

○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(特定第一号漁業者)

(水 産 林 政 総 務 課)

二

○道路の区域変更(三件)

(道 路 課)

二

○道路の供用開始(五件)

( 同 )

三

○二級河川七北田川水系河川整備計画の変更の公表

(河 川 課)

四

### 公 告

○令和二年度自衛官候補生の募集

(市 町 村 課)

四

○開発行為に関する工事の完了

(建 築 宅 地 課)

四

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

(特 別 支 援 教 育 課)

五

## 規 則

財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

### 第六條 削除

第五十八條第一項に次の一号を加える。

五 指定代理納付者に歳入を納付させる場合の手数料 当該指定代理納付者が納付する収入金第六十條中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 支出の事務の委託を受けた私人は、当該支出の結果を、当該事務の委託に係る契約で定める業務の完了の報告の方法により、当該契約に係る契約執行者である支出命令者を経て、会計管理者に報告しなければならない。この場合において、支出命令者は、当該支出の結果を当該契約に係る第十九條第一項に規定する検査に関する調書を添えて会計管理者に送付するものとする。

第二百十四條第二項中「第六十條第二項」を「第六十條第四項」に改める。

### 附 則

この規則は、令和二年十一月一日から施行する。

## 訓 令 甲

○宮城県訓令第二十五号

出納事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年十月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

出納事務決裁規程の一部を改正する訓令

第三條中「、支出負担行為の事前合議を受けること(変更にあつては、変更後の金額がそれぞれ第一号又は第三号に規定する金額の範囲内の場合に限る。 )及び支出執行に関する事務であつて」を削り、同條第一号中「工事請負費」の下に「、原材料費、備品購入費」を加え、「及び投資」を「並び

に投資」に改め、「事前合議及び」を削り、同條第二号を削り、同條第三号中「事前合議及び」を削り、同号を同條第二号とする。

第四條第一号中「支出負担行為の事前合議を受けること(変更にあつては、変更後の金額がそれぞれハ又はホに規定する金額の範囲内の場合に限る。 )及び」を削り、同号イ中「委託料」の下に「、並びに償還金、利子及び割引料」を加え、「事前合議及び」を削り、同号ロを削り、同号ハ中「工事請負費」の下に「、原材料費、備品購入費」を加え、「及び投資」を「並びに投資」に改め、「事前合議及び」を削り、同号中ハをロとし、ニを削り、同号ホ中「事前合議及び」を削り、同号ホを同号ハとする。

第五条第一号中「支出負担行為の事前合議を受けること（変更にあつては、変更後の金額がそれぞれハ又はホに規定する金額の範囲内の場合に限る。）及び」を削り、同号イ中「使用料及び賃借料に係る事前合議及び」を「報酬（社会保険料及び雇用保険料を除く。）、給料（社会保険料及び雇用保険料並びに地方公務員共済組合掛金等を除く。）、職員手当等（社会保険料及び雇用保険料並びに地方公務員共済組合掛金等を除く。）、共済費（附属機関の構成員等に支給される報酬並びに会計年度任用職員に支給される報酬、給料及び職員手当等に係るものを除く。）、災害補償費、報償費、交際費、需用費（食糧費に限る。）、使用料及び賃借料、積立金並びに寄附金及び繰出金に係る」に改め、同号ロを削り、同号ハ中「工事請負費」の下に「、原材料費、備品購入費」を加え、「賠償金」の下に「、償還金、利子及び割引料」を加え、「及び投資」を「並びに投資」に改め、「事前合議及び」を削り、同号中ハをロとし、ニを削り、同号ホ中「事前合議及び」を削り、同号中ホをハとし、ヘを削り、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

告 示

この訓令は、令和二年十一月一日から施行する。

○宮城県告示第八百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業清水川北浦地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができ、また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和二年十月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称  
換地計画書の写し

二 縦覧期間

令和二年十一月二日から令和二年十二月二日まで

三 縦覧場所

大崎市役所及び美里町役場

○宮城県告示第八百五十号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号）第一百五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る特定第一号漁業者の規約の設定についての同意は、同条第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和二年十月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の名称	水 域	区 域	同意成立の 届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第一号 漁業者数
宮城県 第一加 入区	共第百一 号漁業権 の区域	宮城県漁 業協同組 合の唐桑 支所の地 区（海岸 線沖合百 メートル 未満の区 域）	令和二年十 月十三日	気仙沼市唐桑町東舞根 二百八十一 鈴木章登 気仙沼市唐桑町西舞根 百三十三 島山哲	漁業災害補 償法施行令 （昭和三十 九年政令第 二百九十三 号）第五十 三條に規定 する 漁業	七百五十一 人
宮城県 第五十 加入区	共第百二 十五号及 び第七号 漁業権の 区域	宮城県漁 業協同組 合の谷川 支所の地 区のうち 泊浜の区 域（海岸 線沖合百 メートル 未満の区 域）	令和二年十 月十三日	石巻市泊浜泊四十三 阿部勝 平塚竹男	漁業災害補 償法施行令 （昭和三十 九年政令第 二百九十三 号）第五十 三條に規定 する 漁業	三十七人

○宮城県告示第八百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和二年十月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 塩釜吉岡線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
後	前	後	前	後
黒川郡大和町落合舞野字庚申五〇番二地先から 同郡同町落合舞野字庚申無番地先まで		一六・八 二一・四	一三・〇 一六・八	七三・〇 七三・〇

○宮城県告示第八百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和二年十月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 気仙沼唐桑線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
後	前	後	前	後
気仙沼市浪板三八八番一三地先から 同市東八幡前無番地先まで		九・〇 四一・四	九・〇 四一・四	一六一・五 一六一・五

○宮城県告示第八百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和二年十月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 仙台三本木線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
後	前	後	前	後
黒川郡大和町まいの四丁目六番三地先から 同郡同町まいの四丁目一三番地先まで		三一・〇 三九・一	一三・八 二三・〇	一五〇・〇 一五〇・〇

○宮城県告示第八百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和二年十月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	塩釜吉岡線	黒川郡大和町落合舞野字庚申五〇番二地先から 同郡同町落合舞野字庚申無番地先まで	令和二年 十月三十日

○宮城県告示第八百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和二年十月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	気仙沼唐桑線	気仙沼市浪板三八八番一三地先から 同市東八幡前無番地先まで	令和二年 十一月九日

○宮城県告示第八百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和二年十月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	仙台三本木線	黒川郡大和町まいの四丁目六番一―地先から同郡同町落合舞野字庚申一五番一―地先まで	令和二年十月三十日

○宮城県告示第八百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和二年十月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	大島浪板線	気仙沼市浦の浜一四五番二―地先から同市磯草無番地先まで	令和二年十一月四日

○宮城県告示第八百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和二年十月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	泊崎半島線	本吉郡南三陸町歌津字中山一―番一―地先から同郡同町歌津字馬場一七番二―地先まで	令和二年十月三十日

○宮城県告示第八百五十九号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき、二級河川七北田川水系河川整備計画を変更したので、同条第七項において準用する同条第六項の規定により、宮城県庁（土木部河川課）及び宮城県仙台土木事務所においてこれを公表する。

令和二年十月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

公 告

○自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条、第百十七条第一項及び第百十八条の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生として採用する隊員の募集期間、試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項を次のとおり定める。

令和二年十月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 募集種目

自衛官候補生

二 募集期間

第五回 令和二年十一月十三日（金）まで

第六回 令和二年十二月四日（金）まで

三 試験期日

第五回 令和二年十一月二十一日（土）・二十二日（日）（うち一日を指定）

第六回 令和二年十二月十二日（土）・十三日（日）（うち一日を指定）

四 試験種目

筆記試験（国語、数学、地理歴史及び公民、作文）、口述試験、適性検査及び身体検査

五 試験場の位置及び名称

受験案内により通知する。

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和二年十月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる

気仙沼市九条二百四十六番（第一工区）

地域名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

気仙沼市上田中二丁目二番地七

株式会社トップハウザーササキ

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和二年十月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県立支援学校小牛田高等学園仮設校舎賃貸借 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び設計図書による。

3 履行期間 令和三年四月一日から令和六年三月三十一日まで

4 履行場所 宮城県立支援学校小牛田高等学園

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の「物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿」に記載されていること。

3 2以外の者で入札書提出時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

7 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。  
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴力団法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

9 当該物件一式に対し迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

10 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二二一三三三五)へ令和二年十一月五日(木)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子調達(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁特別支援教育課整備計画班

(担当) 塚 啓一 電話〇二二二二二一三三三三

3 入札説明書及び設計図書書の交付

(一) 入札に参加しようとする者は、令和二年十一月六日(金)午後五時十五分までに交付を受けること。

(二) 郵送による交付を希望する場合は、令和二年十一月四日(水)までに2あてで申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) 電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合 電子調達システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和二年十一月十三日(金)から令和二年十一月十七日(火)までの間に必要書類を作成の上、電子調達システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和二年十一月十三日(金)から令和二年十一月十七日(火)までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限

(一) 電子調達システムを用いて入札する場合

入札期間 令和二年十一月十九日(木)午前九時から令和二年十一月二十日(金)午後五時

まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 5(一)に同じ

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所 令和二年十一月二十四日(火)午前十時

宮城県行政庁舎十六階 特別支援教育課内

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の4における審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書及び設計図書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条並びに財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第一百三十三条及び第一百四十四条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法 本公告に示した賃貸借を履行できると知事が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

6 契約書作成の要否 要

7 申請書の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

8 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Nature and Quantity of the Services to be Procured : Rental temporary school buildings for Miyagi Kogota Special Support High School (1 set)
- 2 Contract Period : From April 1, 2021 to March 31, 2024 (36 months)
- 3 Place of Delivery : Miyagi Kogota Special Support High School (1 KitauraFunairi Misatomachi Toda-gun, Miyagi)
- 4 Deadline for Bid Submission : November 20, 2020 (Fri), 5 : 00 pm.
- 5 Contact Information : TSUKA Keiichi, Maintenance Planning Section, Special Support Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423  
TEL: 022-211-3432 (Japanese only)